

2022年4月

児童扶養手当制度のご案内



《問い合わせ先・相談および受付場所》

〒576-0034 交野市天野が原町5丁目5番1号
交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）2階
交野市子育て支援課（土日祝日を除く 9:00~17:30）
TEL 072-893-6406（内線685・648）

児童扶養手当制度

父母の離婚など（死亡、障がい等）により、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

なお、この制度でいう「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を言い、児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満までの児童をいいます。

支給要件

次の①～⑧のいずれかに該当する児童を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父、又は父母に代わって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する方に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が引き続き一年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が法令により一年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑧ 父または母がDV保護命令を受けた児童

ただし、次のような時は手当を受給することができません

- ・ 請求者または児童が国内に実質的にも住所を有しない時
- ・ 児童が里親に委託されている時
- ・ 児童が父（請求者が父の場合は母）と生計を同じくしている時（父または母が政令に定める程度の障がいである場合を除く）
- ・ 児童が父（請求者が父の場合は母）の配偶者に養育されているとき（内縁関係を含む・政令に定める程度の障がいである場合を除く）
- ・ 児童が児童福祉施設に入所している時（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）
- ・ H15.3.31の時点で手当の支給要件に該当するようになった日から起算して5年を経過している時

戸籍により離婚事項・死別事項が確認できること、離婚の場合は住民票上も前夫・前妻と住所が別であることが条件となります。

また、婚姻の届がなくとも、社会通念上夫婦として共同生活が認められる事実婚関係にあるときや、同居していなくても頻りに定期的な訪問があり、生計の援助を受けている時は申請できません。

認定を受けるために

支給要件に該当している方は、受給資格者ご自身での手続きが必要です。

必要な書類を確認いたしますので、保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）内、子育て支援課へお越しください。

状況確認後、必要な書類をお伝えしますので、書類を揃えた上で手続きしてください。

※手当は請求受付の翌月分から支給となります。

手当の支給月

年6回の支給で、請求時に指定した金融機関の口座に振り込まれます。

支給日が土・日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関が営業している日となります。

対象月	支給日
11月分～12月分	1月11日
1月分～2月分	3月11日
3月分～4月分	5月11日
5月分～6月分	7月11日
7月分～8月分	9月11日
9月分～10月分	11月11日

本人・扶養義務者の所得制限による支給停止や、公的年金受給等による調整で手当額が発生しない場合でも、請求手続きを行っておくことで万一の不支給期間を防止することができます。所得等は毎年変動し、制度が改正されることがありますので、手当額が発生しない場合でも支給要件に該当する場合は可能な限り請求手続きをしてください。

ただし、認定を受けると毎年8月の現況届に本人が届出を行うなどの各種手続きが発生します。また、この手当は途中で辞退することができませんのでご理解の上、申請してください。

手当月額

受給資格者(ひとり親家庭の父や母)が養育する児童の数や、受給資格者、同居の親族等の所得額で決まります。ここでいう「所得」とは、児童扶養手当法施行令第4条に規定する所得です。

※受給資格者、扶養義務者(同居の親族)の所得によっては手当の全部または一部が支給停止となる場合があります。

対象児童数	全部支給	一部支給(算出方法は下記の通り)	一部支給額を算出するための係数
本体額	43,070円	43,060円 ~ 10,160円	0.0230070
第2子加算額	10,170円	10,160円 ~ 5,090円	0.0035455
第3子以降加算額 (1人につき)	6,100円	6,090円 ~ 3,050円	0.0021259

※ 手当の月額は「物価スライド制」の適用により変動することがあります。

一部支給の手当月額の計算方法について

一部支給は、受給者の所得に応じて、10円単位の額となります。具体的には、次の計算式により計算します。
(10円未満は四捨五入)

$$\text{手当本体額} = 43,070円 - (\text{受給者の所得額} \times 1 - \text{所得制限限度額} \times 2) \times 0.0230070 \times 3$$

★注意★

- ※1 請求者(養育者は除く)および児童が、その児童の父又は母から受取る養育費の8割を加算。
- ※2 所得制限限度額表の「母・父・養育者」欄の「全部支給の所得制限限度額」の金額です。
- ※3 所得制限係数は固定された係数ではありません。物価変動等の要因により、改訂される場合があります。

所得制限

ここでいう「所得」とは、児童扶養手当法施行令第4条に規定する所得です

扶養親族数	母・父・養育者の所得制限限度額(※4)		扶養義務者・配偶者・孤児等養育者の所得制限限度額(※5)
	全部支給	一部支給	
0人	49万円未満	192万円	236万円
1人	87万円未満	230万円	274万円
2人	125万円未満	268万円	312万円
3人	163万円未満	306万円	350万円
4人	201万円未満	344万円	388万円

扶養親族の人数が4人以上の場合には、上記の額に1人につき38万円を加算した額となります。

老人控除対象配偶者・老人扶養親族・特定扶養親族がある場合には、上記の額に以下の額を加算した額となります。

(※4) 老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族1人につき15万円加算

(※5) 老人扶養親族1人につき6万円加算(扶養親族の全員が老人扶養親族の場合は1人を除く)

手当額算定にかかる所得額＝年間収入金額－必要経費(給与所得控除等)＋養育費－8万円－諸控除

障がい者控除	27万円	小規模企業共済等掛金控除	当該控除	*母または父による受給の場合は、寡婦(寡夫)控除、特別寡婦控除は適用されません。 *寡婦(夫)控除のみなし適用を受ける場合は別途書類の提出が必要です。
特別障がい者控除	40万円	寡婦(寡夫)控除	27万円	
勤労学生控除	27万円	特別寡婦控除	35万円	
雑損控除	当該控除	配偶者特別控除	当該控除	
医療費控除	当該控除			

所得・扶養親族等の申告についてお願い

児童扶養手当額算定のため、正確な所得や控除、扶養親族数の申告をお願いします。

例えば…税法上は非課税のため、市府民税等がかからないとの理由で扶養親族や諸控除を申告書に記載しないことが多くみられます。



この場合、税法上は非課税で所得がゼロあっても、児童扶養手当の算定にかかる所得額の計算には養育費の80%が加算されるため、児童扶養手当の所得制限限度額を超えてしまう可能性があります。扶養親族数によって所得制限限度額が変動するので、必ず扶養親族や諸控除も併せて申告してくださいますようお願いいたします。

児童扶養手当制度の改正

《平成15年4月1日改正》

○自立努力義務の明記

手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上につとめなければならないことが、法律に明記されました。(法第2条関係)

○手当の支給制限規定の追加

(1) 支給期間等に関連した支給制度について(法第13条の3関係)

受給資格者(養育者を除く)に対する手当は、手当の支給開始から5年以上経過(または離婚や未婚での出産等の要件該当から7年経過)した方で、対象児童が8歳以上の受給者については、下記の①～⑤に該当している場合を除いて、手当額が2分の1になります。(平成15年4月から適用)

- ①就労している場合
- ②求職活動中の場合
- ③身体上または精神上的の障がいがある
- ④負傷・疾病等により就業することが困難である
- ⑤親族の介護のため就労困難である

(2) 自立努力義務に関連した支給制限について(法第14条関係)

受給資格者(養育者を除く)が、正当な理由がなく求職活動や厚生労働省令で規定する自立を図るための活動をしない場合、手当の全部又は一部を支給しないことになりました。

○請求期限(5年)の廃止

受給資格及び手当額の認定請求は、従来、手当の支給要件に該当するに至った日から起算して5年を経過したときは、できないことになっていましたが、これが廃止されました。(平成15年3月31日以前に既に上記の効果が成立している人は、新たに支給要件を満たす事由がない限り、認定請求はできません)

《平成22年8月1日改正》

○支給対象の拡大

平成22年8月1日より受給資格者が父である場合も支給対象となりました。今回の改正に伴い新たに受給資格者となった父には

- ・上記請求期限(事由発生から5年以内に請求)は適用されません
- ・母と同様に自立努力義務が法律に明記されています。
- ・法第13条の3の起算日は、平成22年8月1日現在すでに受給資格がある場合は平成22年8月1日です。平成22年8月1日以降に支給事由に該当した場合は、その日が起算日になります。

《平成26年12月1日改正》

○公的年金等給付との併給制限の見直し

改正により、公的年金等を受給していても、その額が児童扶養手当の額より低い場合には、差額分の手当が受給できるようになりました。また、障がい年金等の子の加算額を受給している場合においても児童扶養手当の額より低い場合には、児童扶養手当法改正による差額分の手当を受給していただくことになりました。

《平成28年1月1日一部施行》

○番号法の施行

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバー(個人番号)の記載が必要になりました。

《平成28年8月1日改正》

○手当の加算額の見直しと加算額に物価スライド制の導入

改正により、平成28年8月分の児童扶養手当の第2子及び第3子以降の加算額が増額になりました。また、加算額にも平成29年4月から物価スライド制が導入されました。

《平成30年8月1日改正》

○全部支給に係る所得制限限度額の引上げ

全部支給所得制限限度額が引き上げになりました。

○養育者及び扶養義務者の所得に係る寡婦・寡夫控除のみなし適用

寡婦・寡夫控除が適用されない未婚のひとり親(養育者及び扶養義務者に限る)のうち、一定の要件を満たす場合について、児童扶養手当に係る所得の算定において、寡夫・寡夫控除を受けたものとみなして控除します。ただし、この適用を受けるためには別途証明書等の提出が必要です。

《平成30年10月1日改正》

○支給制限の適用期間等の変更

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成30年厚生労働省令第117号)が平成30年10月1日から施行され、児童扶養手当における受給者等の所得を確認する期間が「8月～翌年7月」から「11月～翌年10月」へ変更されました。

《2019年9月1日改正》

○手当の支払回数の見直し

2019年11月支給(8～10月分)から、年6回(1. 3. 5. 7. 9. 11月)の隔月支払に変更。